

事業復活支援金の事前確認について

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して給付される「事業復活支援金」が公表され、立川商工会議所は、この事前確認における登録確認機関となっており、下記受付対象者に限定して2022年1月27日（木）より事前確認の受付を開始しています。

立川商工会議所で事前確認を行える方	事前確認の方法	備考
①立川商工会議所の 会員事業所	電話	会員の方
②立川市内の事業者	面談（要予約）	非会員の方

※過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合には、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。

【ご注意ください】 事前確認の実施は**5月26日（木）まで**となります。
当所では面談での事前確認は予約制となっておりますので、予約が埋まり次第事前確認の受付を終了いたしますので、予めご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ】

立川商工会議所 中小企業相談所

TEL : 042-527-2700 E-mail : t.ogawara@tachikawa.or.jp